

- 外国税額控除の適用を受けた外国所得税につき、その適用年の翌年以降に増額があったことから、更正の請求書を提出した。

→ 増額した外国所得税（増額分）について外国税額控除の適用を受けようとする場合は、当該外国所得税の額の増額があった日の属する年分において新たに生じたものとして外国税額控除の規定を適用する（基通95-9）。

- 外国税額控除の適用を受けた外国所得税につき、その適用年の翌年以降に減額があったことから、修正申告書を提出した。

→ 外国税額控除の適用を受けた年の翌年以後7年内の各年において（注）外国所得税が減額された場合は、①減額されることとなった日の属する年分（以下、「減額に係る年分」という。）に納付することとなる外国所得税より減額し、②減額に係る年分に納付することとなる外国所得税がない場合（全額）又は納付することとなる外国所得税額以上の減額分がある場合（引ききれない部分）は、減額に係る年分の前年以前3年内の控除限度超過額から上記部分について控除した上で繰越外国所得税額の控除を行い（令226、基通95-11）、なお控除しきれない金額については、減額に係る年分の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなる（法44の2、令93の2）。

（注）この7年間の制限は、平成21年4月1日以後に減額された場合について適用される（平成21年改正法附則2）。

3 住宅借入金等特別控除

- 非居住者期間に家屋を取得したにもかかわらず、その後居住者となり6ヶ月以内に入居したことから住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

→ 住宅借入金等特別控除は、居住者が取得した場合に適用されるのであり、非居住者期間に家屋を取得した場合には、その他の要件を満たしても本特例を適用することはできない（措法41①）。

- 相続により住宅とその住宅に係る借入金を承継した場合に、住宅借入金等特別控除の適用をしている。

→ 相続により住宅を取得するとともに借入金を承継しても、その借入金は相続による債務の承継であり住宅を取得するための借入金ではない（措法41）。

- 生計を一にする父から住宅を購入し、購入後も父と生計を一にしているにもかかわらず、この住宅について住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

→ 既存住宅を取得する時においてその取得をする者と生計を一にしており、その取得後においても引き続き生計を一にする親族等からの既存住宅の取得は対象とならない（措法41①、措令26③）。

- 住宅借入金等特別控除を受けている者が、転勤になり家族とともに赴任し、2年後に元の住宅に戻ってくる予定の場合に、転勤後も引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

→ 住宅借入金等特別控除の要件は、家屋の取得等の日から控除を受ける年の12月31日まで引き続き居住の用に供していることが必要とされている（措法41①）。したがって、2年後に元の住宅に居住する予定であっても、引き続き居住していることにはならないから、転勤の年以後、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。

（注） 住宅借入金等特別控除の適用を受けていた者が、平成15年4月1日以後の転勤等によりその適用の対象となっていた家屋を居住の用に供しなくなったことにより当該控除の適用を受けられなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合には、一定の要件の下、その再び居住の用に供した年から当該控除の再適用を受けることができる（措法41⑪⑫）。
平成17年改正

- 床面積にベランダ、バルコニーを含めて計算している。

→ 床面積は、登記簿上表示される面積による（措通41-10）。

- 居住年の前年に、居住用財産の3,000万円の特別控除（措法35）の適用を受けているのに、居住年について住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

→ 住宅借入金等特別控除は、居住年又は居住年の前年若しくは前々年に居住用財産の軽減税率の特例（措法31の3）、居住用財産の3,000万円の特別控除（措法35）、特定の居住用財産の買換え・交換の特例（措法36の2、36の5、旧36の2、旧36の5、）、中高層耐火建築物等の建設のための買換え・交換の特例（措法37の5）、又は認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の特例（措法37の9の2）の適用を受けた場合には適用されない（措法41⑧）。

- 所得基準（3,000万円）を判定するのに、分離課税の譲渡所得の特別控除後で判断している。

→ 合計所得金額が3,000万円以下であるか否かの判定は、分譲課税の譲渡所得については特別控除前で行う（法2①三十、措法31③、32④、基通2-41（注））。

- 住宅借入金等特別控除の対象となる中古住宅であるかどうかを判定する場合に、軽量鉄骨造の建物を耐火建築物としている。

→ 耐火建築物とは、建物登記簿等に記載された家屋の構造のうち、建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものをいい、軽量鉄骨造は耐火建築物には含まれない（措令26②二、措規18の21③）。

- 建築後20年を経過した耐火建築物以外の建物又は建築後25年を経過した耐火建築物につ

いて、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の中古住宅でないにもかかわらず、住宅借入金等特別控除の対象としている。

→ 耐火建築物以外の建物は建築後20年、耐火建築物は25年を超える場合には、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の中古家屋でない場合には対象とならない（措令26②二八）。

なお、平成17年3月31日以前に取得したものは、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の中古家屋であっても対象とならない（平17改正措令附12）。

- ● 財産分与に伴い建築後20年を経過した耐火建築物以外の建物（共有持分）を追加取得しているにもかかわらず、当該追加取得に係る住宅借入金について住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

→ 追加取得の時点で建築後経過年数の要件を満たしていないため追加取得に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。

- ○ 取得の日前26年以前に建築された中古家屋について、入居後に耐震基準適合証明書による証明のための家屋の調査を行い、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

→ その家屋の取得の日前2年以内に耐震基準適合証明書による証明のための家屋の調査が終了したもの又はその家屋の購入の日前2年以内に住宅性能評価書により耐震等級に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるとされたものではないため、住宅借入金等特別控除を適用することはできない（措令26②二八、平成17国交省告示394）。

- ○ 5年前に増築された家屋（新築から20年以上経過した木造家屋）を住宅借入金等特別控除の対象となる中古家屋の購入としている。

→ 取得の日以前20年（耐火建築物である場合は25年）以内に増築（改築）された家屋であっても、築年数（家屋が当初に建築されてからの経過年数）が20年（耐火建築物である場合には25年）を超えるものは、住宅借入金等特別控除の対象となる既存住宅に該当しない。

- ○ 中古家屋の築後経過年数を計算する際の「取得の日」を売買契約等の締結の日としている。

→ 「取得の日」とは、建物の引渡しの日をいう。

- ○ 増改築前の家屋の所有者でない者がした増改築について、その者が住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

→ 増改築した場合の住宅借入金等特別控除の適用は、自己の所有している家屋について増改築した場合に限られるので、例えば、父の所有する家屋について子が増改築しても、住宅借入金等特別控除は適用されない（措法41⑥）。

- ○ 給与所得者が使用者から利子補給金の支払を受け、実際に負担する金利が年1%未満と



なっているのに住宅借入金等特別控除を適用している。

→ 給与所得者等がその使用者等から使用人である地位に基づいて貸付け等を受ける次の借入金又は債務は、住宅借入金等特別控除の対象とはされない（措法41⑦、措令26④、措規18の21⑯）。

- 1 使用者又は事業主団体から貸付けを受けた住宅借入金等のうち、その利息の利率が年1%未満（無利息を含む。以下同じ。）である場合におけるその借入金又は債務
- 2 使用者又は事業主団体から支払を受けた利子補給金の額があるため、給与所得者が負担する住宅借入金等の利息の実質金利（支払利息の額から利子補給金の額を控除した残金の元本に対する割合）が年1%未満となる場合におけるその借入金又は債務
- 3 使用者又は事業主団体から使用人である地位に基づいて譲り受けた家屋の取得の対価の額が、当該譲り受けた時におけるその家屋の価額の2分の1未満である場合におけるその家屋の取得に係る借入金又は債務

○ 借入金の償還期間が、繰上返済等により、10年未満となっているのに住宅借入金等特別控除を適用している。

→ 借入金の償還期間が当初10年以上であっても、その後、繰上返済により10年未満となった場合には、繰上返済をした年から住宅借入金等特別控除は適用されない（措通41-19）。 → PDF ⑥

○ 新築の日前2年以内に取得した土地等の先行取得に係る銀行からの借入金について、家屋に抵当権の設定がないのに当該借入金を住宅借入金等特別控除の対象となる借入金としている。

→ 土地等の先行取得に係る銀行からの借入金については、家屋を目的とする抵当権の設定がない場合は、住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等には該当しない（措令26⑦六）。

なお、家屋を目的とする抵当権が設定された年以後の各年については、住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等として取り扱われることとなる。

○ 土地の所有者を父、家屋の所有者を子として土地付家屋を購入した場合、それぞれ住宅借入金等特別控除を受けている。

→ 住宅借入金等特別控除の対象となる借入金は、家屋の購入等とともにその家の敷地に要する資金に充てるための借入金とされることから、土地のみを購入している父の借入金は、住宅借入金等特別控除の対象とはならない。

○ 12月中旬に新築工事が完了し年内に居住開始したが、先行取得した敷地の借入金について、家屋を目的とした抵当権の設定が翌年1月初旬となったことから、居住年における住宅借入金等特別控除の適用は認められないと考えている。

→ 抵当権の設定については、登記実務の関係からその年中に完了せず、翌年の日付となることもあるので、家屋の建設当初から抵当権の設定を予定していることが明

らかであるなどの場合には、単純に登記上の日付によらず、手続を開始した年から該当するものとして扱って差し支えない。

- 住宅借入金等特別控除の適用を受けていたる納税者の死亡により団体信用保険（契約者及び保険金受取人＝銀行等、被保険者＝納税者）が支払われ、住宅借入金等の残債が返済されているにもかかわらず、その死亡の年において住宅借入金等特別控除の適用を受けている。

→ 当該適用を受けていたる者の死亡により団体信用保険で住宅借入金等の残債が返済された場合には、その死亡の日において住宅借入金等の残高がなくなることから、その死亡の年において、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。

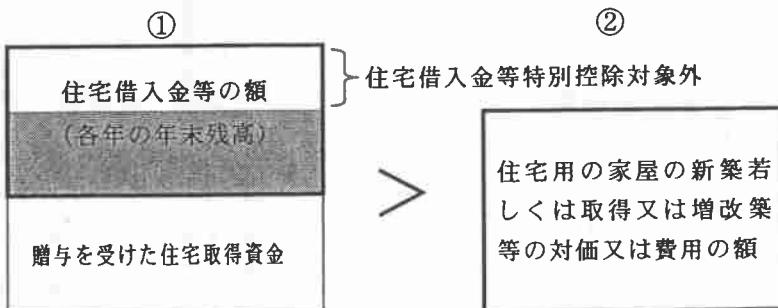
なお、遺族が受け取った生命保険から住宅借入金等の残債を返済した場合には、その死亡の日において住宅借入金等の残高があることから、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。

- 贈与を受けた住宅取得資金について、住宅取得資金の贈与の特例（措法70の3等）の適用を受けていたる場合において、①「住宅借入金等の額」と「贈与を受けた住宅取得資金」との合計額が②「家屋及び敷地の取得対価の額」を超えていたるにもかかわらず、「住宅借入金等の額」の全額について、住宅借入金等特別控除の適用を受けていたる。

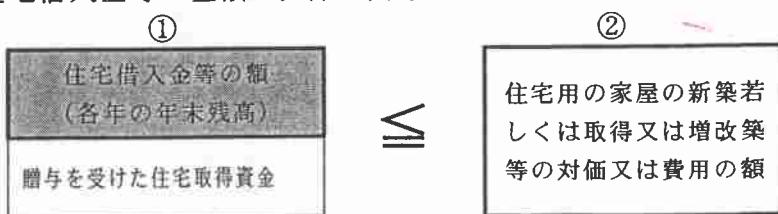
→ 贈与を受けた住宅取得資金について住宅取得資金の贈与の特例の適用を受ける者が、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合において、次の1の金額が2の金額を超えるときは、その超える部分に相当する住宅借入金等の年末残高については、住宅借入金等特別控除の適用がない（措通41-23（注2））。

- 1 「住宅借入金等の額」と「贈与を受けた住宅取得資金」との合計額
- 2 住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価又は費用の額（その住宅用の家屋の敷地の用に供されている一定の土地等の取得の対価を含む。）

☆ 住宅借入金等の額の一部が控除の対象とならないケース



☆ 住宅借入金等の全額が控除の対象となるケース



- 平成19年分の確定申告については、住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例（措法41③）を適用し、平成20年分については、住宅借入金等特別控除（措法41②）を適用している。

→ 居住年の確定申告時に選択した控除期間及び控除率は、その翌年以降において変更することはできない（措法41③）。



○ 土地及び家屋の登記事項証明書を必ず添付しなければならないとしている。

→ 原則として添付を求めるところとなるが、新築住宅については、他の書類等により必要な事項が明らかな場合は、必ずしも添付を必要としないことに留意する。



● 繰上返済等により借入金の償還期間が当初の15年から7年となったため住宅借入金等特別控除を適用できなくなった者が、その後において7年を12年に変更する金銭消費貸借契約を締結した場合にも住宅借入金等特別控除の適用を受けることができないと考えている。

→ 新たな借入金が当初の借入金等を消滅させるためのものであることが明らかであり、かつ、当該新たな借入金を家屋の取得等のための資金に充てるものとしたならば措置法41条に規定する要件を満たしている場合には、その新たな借入金を住宅借入金等特別控除の適用対象として扱うこととされている（措通41-16）。

よって、いったん償還期間が10年末満となった場合でも、その後に償還期間を10年以上に変更し措置法41条の要件を満たす借入金となった場合には、その後の年分において住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。



● 借換えにより、住宅借入金等特別控除の対象とならない借入金（家屋の新築の日より3年前に取得した敷地に係る借入金）と、対象となる家屋に係る借入金とを一本化したが、借換え後の借入金の年末残高の合計額で控除額を計算している。

→ 借換え後の借入金の年末残高について、下記の式で按分して控除額を計算する。

$$\text{住宅借入金} = \frac{\text{借換え前の家屋の取得に係る借入金の残高}}{\text{借換え前の借入金残高の総額}} \times \text{借換え後の借入金の年末残高}$$

● 家屋の増改築等の際にその敷地を取得した者が、当該敷地の取得のための借入金を住宅借入金等特別控除の対象として控除額の計算をしている。

→ 住宅借入金等特別控除の対象となる敷地の取得に係る住宅借入金等とは、①居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅とともにこれらの家屋の敷地を取得した場合、又は②新築をした居住用家屋の敷地をその新築の日前に取得した場合における当該取得等に要する資金に充てるためのものをいい（措法41①、措令26⑥～⑮）、家屋の増改築等とともにその家屋の敷地を取得したとしても、その敷地の取得のための借入金は住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等には該当しない。ただし、特定増改築等住宅借入金等特別控除（措法41の3の2）の対象となる増改築等に係る家屋の敷地の借入金等については、一定の要件（同条③）の下、同控除の対象となる住宅借入金等に該当する。

4 特定増改築等住宅借入金等特別控除

- 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等を行った者すべてが特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用があると考えている。

→ 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除が受けられる人は、原則として居住年の12月31日の現況で、次の(1)から(5)のいずれかに該当する居住者であることが要件とされている（措法41の3の2①⑧）。

- (1) 年齢が50歳以上である者
- (2) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- (3) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- (4) 所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者に該当する者
- (5) 上記(2)から(4)のいずれかに該当する者又は年齢が65歳以上である者（高齢者等）である親族と同居を常況とする者

- 死亡時一括償還の方法による借入金は、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等住宅借入金に該当しないと考えている。

→ 独立行政法人住宅金融支援機構からの借入金で、契約において借入金に係る債務を有する居住者の死亡時に一括償還をする方法により支払うこととされているものは、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等住宅借入金に該当する（措法41の3の2③四）。

- 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等に要した費用の額を地方公共団体から交付される補助金を控除しないで計算していた。

→ 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等に要した費用の額が30万円を超えるかどうかは、交付される補助金等を控除した後の金額で判断する（措法41の3の2②）。

5 住宅耐震改修特別控除

- 転勤となつたため、耐震改修をした年の12月末まで引き続き居住していないとして、住宅耐震改修特別控除の適用がないとしていた。

→ 耐震改修後に居住の用に供した場合には、12月まで引き続き居住できなくなった場合でも、適用することができる。

なお、添付する住民票の写しは、耐震改修後に当該家屋を居住の用に供していたことが証明できるものを添付することに留意する（措法41の19の2①②、措規19の11の2⑦）。

- 自己の所有している居住の用に供している家屋について増改築等を行うとともに耐震改修したが、住宅借入金等特別控除との選択適用だと考えている。

→ 一の工事であっても、住宅耐震改修特別控除、住宅借入金等特別控除の各要件に該当する場合には、重複して適用することができる（措法41①③、措法41の19の2①）。

○ 住宅耐震改修特別控除の適用に当たって、地方公共団体から住宅の耐震改修の費用に充てるために交付された補助金をその耐震改修のために要した費用の額から差し引いて適用している。

→ 住宅耐震改修特別控除額の計算においては、補助金の額を考慮することなく、交付された補助金を差し引かず、その耐震改修に要した費用の10%が控除額となる（措法41の19の2）。

なお、交付された補助金は、原則として国庫補助金等に該当し、総収入金額に算入しない（法42）。

十 確定申告

付表

○ ○ 相続人が3人いるのに準確定申告書には相続人の氏名を1人しか記載していない。

→ 相続人が2人以上いる場合の準確定申告書には、原則として各相続人の氏名及び住所等を記載しなければ相続人全員が申告したことにならない（令263②、規49一）。
よって、他の相続人は無申告となることに留意する。

○ 2か所の競馬場で馬券売子として働いている日雇従業員が2か所から給与を受けているとして確定申告している。

→ 同一の時点において、2か所以上の支払者から給与を受けるものではないから申告義務はない（法121①一、基通121-4）（還付申告はできる）。

なお、申告する場合には、すべての給与収入（3か所であれば3か所全部）について申告することに留意する。

○ ○ 給与所得を有する者が、還付申告をするに当たって、20万円以下の雑所得等を除外している。

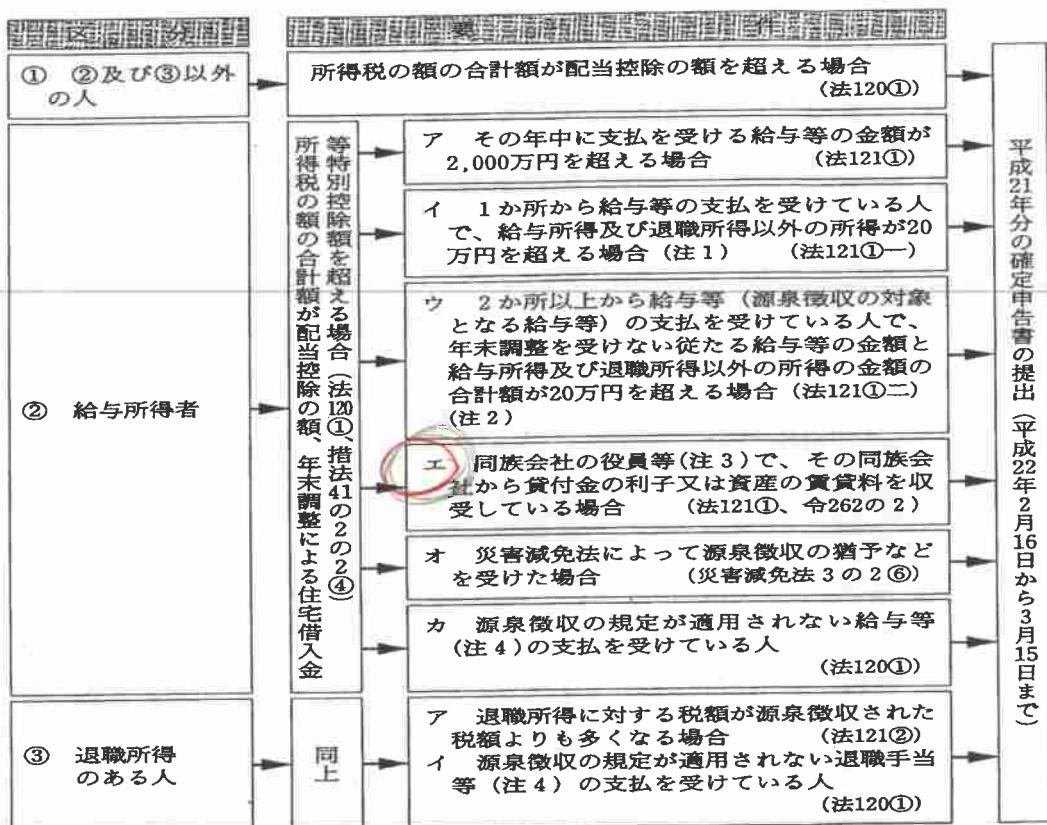
→ 法121条1項1号に該当する者であっても、申告書を提出する以上、20万円以下の雑所得等も申告しなければならない（確定申告をしないこととした確定申告を要しない配当を除く。）。

○ 同族会社の役員等が当該法人から不動産賃貸料を收受しているにもかかわらず少額であるとして申告していない。

→ 同族会社の役員等は、給与所得以外の所得が少額であっても確定申告書を提出しなければならない場合がある（法121①、令262の2）。



(参考)



(注1) 給与所得以外に一時所得がある場合には、一時所得の金額を2分の1にした後の金額で確定申告を行う必要があるかどうかを判定します（基通121—6）。

(注2) 上記②ウに該当する場合でも、その年中の給与等の金額から社会保険料控除の額、小規模企業共済等掛金控除の額、生命保険料控除の額、地震保険料控除の額（平成18年分以前は損害保険料控除）、障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、配偶者特別控除の額及び扶養控除の額の合計額を差し引いた残額が150万円以下で、かつ、給与所得及び退職所得以外の金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません（法121①二）。

(注3) 上記②エの「同族会社の役員等」とは、同族会社の役員又はその人と次に掲げる特殊の関係のある人をいいます（令262の2）。

- (1) その役員の親族である人又はあった人
- (2) その役員と内縁関係にある人又はあった人
- (3) その役員から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している人

(注4) 上記②カの「源泉徴収の規定が適用されない給与等」及び③イの「源泉徴収の規定が適用されない退職手当等」とは次のようなものをいいます。

- (1) 常時2人以下の家事使用人だけを使用している雇主から支払を受けるもの（法184、200）
- (2) 在日外国公館から支払を受けるもの
- (3) 国外で支払を受けるもの

- 確定申告を要しない配当10口について、申告しないことを選択する場合、10口すべてについて選択しなければならないと考えている。

→ 確定申告を要しない配当を申告しないとする選択は、銘柄ごと、かつ、配当ごとに選択することができる。

- 申告をした確定申告を要しない配当を修正申告又は更正の請求で除外している。

→ 申告をした確定申告を要しない配当は、その後の修正申告や更正の請求において除外することはできない（措通8の5-1）。また、確定申告を要しない配当の申告もそれについては、修正申告はできず、更正の請求の事由にも当たらない。

- 国外から直接支払を受けた給与所得と10万円の雑所得がある場合に確定申告をしていない。

→ 確定申告を要しない場合の給与とは、居住者に対し国内において支払われる給与（源泉徴収すべきもの、法121①一）をいう（基通121-5）のであるから、確定申告が必要となる。

- 給与所得等から源泉徴収された税額が未納であった場合、還付申告により還付を受けることができないと考えている。

→ 源泉徴収されるべき者の所得税の還付又は充当については、源泉徴収義務者が所得税を徴収して国に納付すべき日に、その納付があったものとみなしている（法223）ので、源泉徴収義務者において源泉所得税が未納になっていても、還付を受けることができる。

なお、給与自体が未払の場合は源泉徴収票に内書され、源泉所得税が納付されるまで（給与が支払われるまで）還付が保留される（法138②）。

- 居住者である外国人モデルの報酬について、支払者が誤って20%の源泉徴収をしたもの確定申告書で還付請求している。

→ 源泉徴収税額の過誤納金は、支払者である源泉徴収義務者が所轄署に還付の請求をし、いったん源泉徴収義務者が還付を受けた後、受給者に返金されることになる。

なお、当初申告については、還付保留し、源泉徴収税額を正当額に修正させた後、更正あるいは修正申告をさせた後に処理することになる。

- 平成21年分確定申告書を提出すべき者が、申告書を提出せずに平成22年1月に死亡した場合、確定申告期限は、3月15日と考えている。

→ 平成21年分、22年分の確定申告とともに、死亡した日の翌日から4か月以内に準確定

申告書を提出することになる（法124、125）。

- 所得税法第121条に該当する者が提出した第3期分の税額が記載された確定申告書は、本人の申出があっても撤回できないと考えている。

→ 所得税法第121条に該当する者が提出した当該確定申告書は、撤回が認められる。
なお、申告書が撤回された後は、無申告となる（基通121-2）。

- 給与所得のある者が確定申告書を提出するに当たり、電磁的提供を受けた源泉徴収票につき、本人がプリントアウトしたものを添付している。

→ 平成19年1月1日以後は、給与の支払者は、給与の支払を受ける者の承諾を得ることで、源泉徴収票に記載すべき事項をメールやFDなどの電磁的方法により提供ができるようになったが、確定申告書を提出する場合には、電磁的提供を受けた者によりプリントアウトされたものではなく、従来どおり、書面により交付を受けたものを提出する必要がある。

なお、給与の支払者は、給与の支払を受ける者の請求がある場合には、書面による源泉徴収票を交付しなければならない（法226、231）。

また、金融商品取引業者が交付する特定口座年間取引報告書及び平成20年1月1日以後交付する退職所得の源泉徴収票や公的年金等の源泉徴収票についても、同様に取り扱われる（法226、措法37の11の3）。

(参 考)

平成20年1月4日以後において、平成19年分以後の所得税の確定申告書の提出が、e-Taxを使用して行われる場合には、次の第三者作成書類については、その書類の提出又は添付に代えて、その記載内容を入力して送信することができる（国税関係法令の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令5②、平成19年国税庁告示第31号、平成20年国税庁告示第37号）。

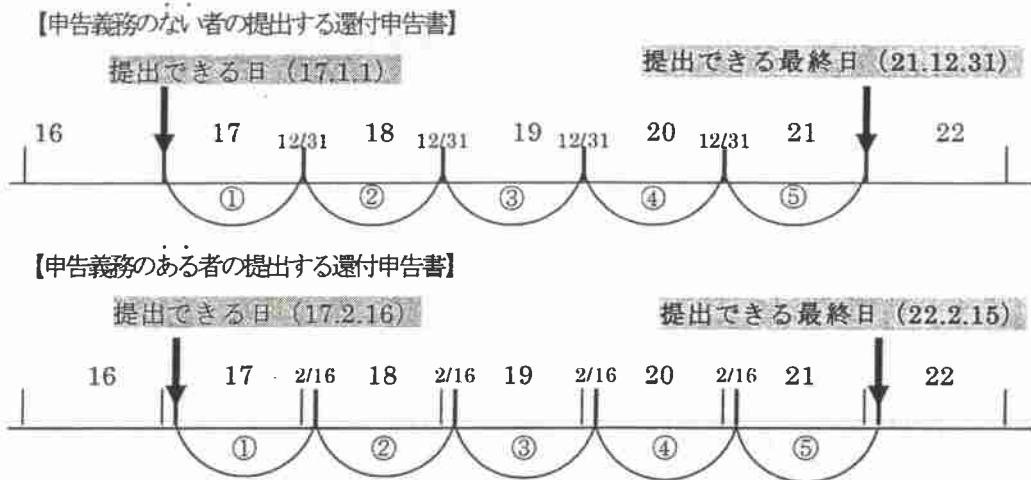
添付省略のできる書類
給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
雑損控除の証明書
医療費の領収書
社会保険料控除の証明書
小規模企業共済等掛金控除の証明書
生命保険料控除の証明書
地震保険料控除の証明書
寄附金控除の証明書
勤労学生控除の証明書
住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用2年目以降のもの）
政党等寄附金特別控除の証明書
個人の外国税額控除に係る証明書
給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
特定口座年間取引報告書
特定増改築等住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用2年目以降のもの）（注）
上場株式配当等の支払通知書（注）
オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書（注）
配当等とみなされる金額の支払通知書（注）

（注） 平成21年1月5日以後に入力して送信する平成20年分以後の所得税について適用となります。

なお、これらの書類について、入力内容の確認が必要な場合には、原則として確定申告期限から3年間、これらの書類を提出又は提示させることができる（国税関係法令の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令5③、平成19年国税庁告示第8号）。

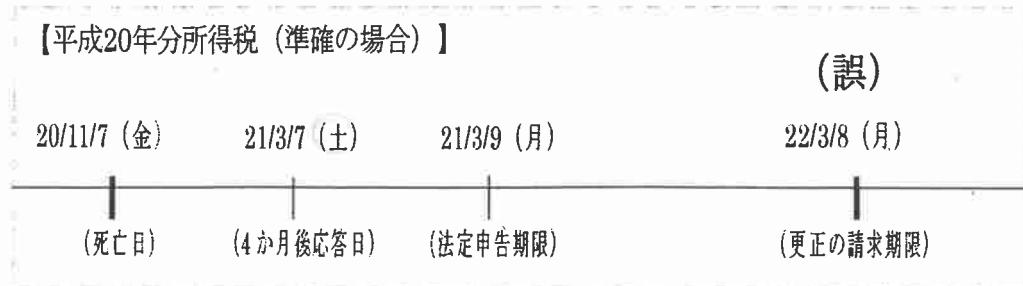
- 平成16年分の還付申告書を提出できる期間は、平成22年3月15日（月）までと考えている。
- 還付申告書は、その提出をすることができる日から5年間に限って提出することができる（通法74）が、この「提出をすることができる日」は、申告義務の有無の別により、次のように異なる。
- ・ 申告義務のない者（配当控除後に税額のない者、所法121条適用者等）・・翌年1月1日
 - ・ 申告義務のある者（配当控除後に税額のある者等上記以外の者）・・・翌年2月16日

よって、平成16年分の還付申告書を提出できる期間は、次のとおりとなる。



（注）「提出できる最終日」は、還付金の消滅時効の完成日であり、延長されることはない（通法10②、74）。

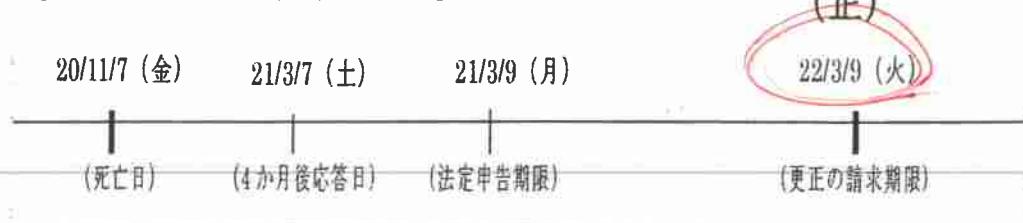
- ○ 休日等により法定申告期限がそれらの日の翌日とみなされた国税に係る更正の請求書の提出期限は、次のように、みなされる前の法定申告期限から1年を経過する日と考えている。



→ 更正の請求は、法定申告期限から1年以内に限り行うことができる（通法23①）が、法定申告期限が休日等に当たる場合には、当該休日等の翌日が法定申告期限になる（通法10②）。

よって、法定申告期限が休日等の翌日とみなされた国税に係る更正の請求書の提出期限は、次のようになる。

【平成20年分所得税（準確の場合）】



なお、平成20年分の所得税の確定申告の法定申告期限は、平成21年3月16日（月）であるから、同年分の所得税の更正の請求書の提出期限は平成22年3月16日（火）となる。

● 平成19年分の弁護士業に係る還付申告書（配当控除後に税額あり）が平成20年3月24日に提出され、その申告書に誤りがあったとして平成21年3月23日に更正の請求書が提出された。かかる更正の請求は当初申告の提出日から1年内に提出された更正の請求書（通法23①）として取り扱われる。

→ 期限内に提出された更正の請求書として取り扱うことはできない。

所得税法122条《還付を受けるための申告等》については法定申告期限の定めがないことから、通則法23条1項に規定する「当該申告書に係る国税の法定申告期限」を「当該申告書を出した日」とする旨取り扱われている（基通122-1）。

しかし本件の場合、弁護士業に係る所得税法120条に該当する還付申告書であるため、上記通達の適用はなく、よって、かかる更正の請求書は平成19年分の法定申告期限から1年が経過した後に提出されたものとなる。 → ハマノ、アリヤ

一 納税義務者

- 平成19年分において免税事業者であった個人事業者の平成21年分における納税義務の判定に当たって、売上高に105分の100を乗じて課税売上高を計算している。
 - 免税事業者の売上げには消費税が課されていないので、基準期間である課税期間において免税事業者であった場合の基準期間における課税売上高は、その期間中に国内において行った課税資産の譲渡等に伴って収受し、又は収受すべき金銭等の金額の全額となる（消基通1－4－5）。
- 平成21年分における基準期間（平成19年分）の課税売上高を計算する際に、事業用資産の譲渡の対価の額を含めていない。
 - 例えば、住宅として貸し付けていた建物であっても、その譲渡は課税売上げに該当する。
 - また、建物、土地等を一括譲渡した場合において、課税資産である建物の対価の額と非課税資産である土地の対価の額とが合理的に区分されていないときは、それぞれの資産の時価の比により区分することとなる（消令45③、消基通10－1－5）。
- 郵送により提出された「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」等の提出日を実際に署に届いた日としている。
 - 「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」は、国税通則法第22条の「その他国税庁長官が定める書類」に該当するため、通信日付印により表示された日に提出がされたものとみなされる。
- 「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」がある課税期間から適用するとした場合において、その提出すべき期間の末日が日曜日等に当たるときは、国税通則法第10条第2項の規定により、当該届出書の提出すべき期間が延長されると考えている。
 - 「消費税課税事業者選択届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」は、当該届出書が提出された日の属する課税期間の翌課税期間（新たに事業を開始した場合には提出日の属する課税期間）から適用することになっており、当該届出書には提出期限がないので、国税通則法第10条第2項の規定の適用はない。
 - このため、課税期間の末日が土曜日、日曜日、休日等に当たる場合であっても、提出期間が延長されることはない。

- 被相続人が提出した「消費税課税事業者選択届出書」の効力は、相続人に及ぶと考えている。

→ 相続人には、その効力が及ばないので、その適用を受けるためには、新たに「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならない（消基通1-4-12）。

なお、事業を営んでいない個人が相続により被相続人の事業を承継して新たに事業を開始した場合又は現に事業を営む個人が消費税法第9条第4項《課税事業者の選択》の規定を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合において、その事業を開始した日又は相続があった日を含む課税期間から課税事業者となることを選択しようとするときは、当該課税期間中に「消費税課税事業者選択届出書」を提出することとなる。

また、これらの点は、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」及び「消費税簡易課税制度選択届出書」も同様である。

- 新規開業に当たって、「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合には、必ずその年から課税事業者になるとを考えている。

→ 国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間及び相続により課税事業者選択の適用を受けていた被相続人の事業を承継した場合におけるその相続があった日の属する課税期間に「消費税課税事業者選択届出書」を提出した場合には、届出の適用開始時期について、その課税期間か翌課税期間かを選択することができる（消基通1-4-14）。

また、この点は、「消費税簡易課税制度選択届出書」も同様である（消基通13-1-5）。

- 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した者について、基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、「消費税課税事業者選択届出書」の効力が消滅すると考えている。

→ 「消費税課税事業者選択届出書」は、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間について課税事業者となることを選択するものであるから、その届出書を提出したことにより課税事業者となつた後において基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合であっても、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない限り「消費税課税事業者選択届出書」の効力は存続し、再度基準期間における課税売上高が1,000万円以下になる課税期間についても、課税事業者になる（消基通1-4-11）。

また、この点は、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」及び「消費税簡易課税選択届出書」も同様である。

- 9 ● 住宅の貸付け（非課税）のみを行っている者が、新たに事業（課税）を開始して課税事業者選択届出書を提出した場合、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から適用されるとしている。

→ 新たに課税資産の譲渡に係る事業を開始した日の属する課税期間から、課税事業者の選択をすることができる（消法9④、消令20一）。

- 父親が事業から引退し、その事業を子が承継するような場合の納税義務の判定について、相続があった場合の特例の規定を適用している。

→ このような場合における事業の承継は、相続によるものではないことから、相続があった場合の納税義務の免除の特例の規定の適用がない。

したがって、子の基準期間における課税売上高のみで納税義務を判定することとなり、例えば、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である子が、消費税の還付を受けようとする場合には、課税事業者となることを選択する必要がある。

二 課税の対象

- 居住用アパートを譲渡したが、課税売上げをしていない。

→ 居住用アパートの貸付けは非課税売上げに該当するが、居住用アパートの譲渡は課税売上げに該当する（消法2①九、6、別表1十三）。

- オフィスビルを貸し付けているが、敷地部分の賃貸料を非課税売上げとしている。

→ 建物等の貸付けに伴う土地の使用は、その建物等の貸付けに必然的に随伴するものであり、土地の貸付けに該当しない。

したがって、賃貸借契約において敷地部分の賃貸料を区分して記載している場合であっても、その部分を含めた賃貸料の全額が建物の賃貸料として課税売上げに該当する（消基通6-1-5（注）2）。

- 所得税法上の雑所得に該当する収入をすべて課税売上げとしていない。

→ 消費税は、国内において事業者が行う「資産の譲渡等」（事業として対価を得て行う資産の譲渡又は貸付け若しくは役務の提供）を課税の対象としている（消法4①）。

したがって、所得税法上の所得区分が雑所得に該当するかどうかによって、消費税の課税関係が影響を受けるものではない。

また、消費税法にいう「事業」とは「同種の行為を反復、継続かつ独立して行うこと」をいい、所得税法にいう「事業」より広い概念である（消基通5-1-1）。

- アパートの賃貸借契約時に受領した敷金、保証金等を課税売上げとしている。

→ 居住用建物の家賃は非課税売上げに該当するが、この家賃には、月決め等の家賃のほか、敷金、保証金、一時金等のうち返還しない部分及び共同住宅における共用部分

に係る費用を入居者が応分に負担するいわゆる共益費（住宅の貸付けに含まれないこととされる施設等に係る部分を除く。）も含まれる（消基通6-13-9）。

- 棚卸資産を家事消費した場合には、所得税基本通達39-2《家事消費等の総収入金額算入の特例》の取扱いにより、通常の販売価額の70%相当額（仕入価額以上）を記帳の上、同額を事業所得の計算上、総収入金額に算入し、所得税の確定申告をしているので、消費税においても同様に、当該70%相当額を課税売上げとしなければいけないと考えている。

→ 棚卸資産を家事消費した場合には、原則として、通常他に販売する価格を課税売上げとしなければならない（消法4④一、28②一）が、消費税法基本通達10-1-18《自家消費等における対価》では、棚卸資産を家事消費した場合、通常の販売価額の50%相当額かつ仕入価額以上の金額を課税売上げとして消費税の確定申告をすることを認めている。

そして、この取扱いは、事業所得の収入計上額に何ら影響されることなく適用されるものである。

このため、棚卸資産を家事消費した場合、所得税において、通常の販売価額の70%相当額（仕入価額以上）を事業所得の計算上、総収入金額に算入し、消費税において、通常の販売価額の50%相当額かつ仕入価額以上の金額を課税売上げとして、それぞれ確定申告をすることができる。

- 店舗賃貸借契約において、賃借人が当該賃貸借契約を中途解約した場合、賃貸人は預かり保証金等の一部又は全部を没収する旨の約定がされている場合に、中途解約により没収されることとなる一部又は全部について、収益補償であるとして不課税売上げとしている。

→ 不動産賃貸借契約等の締結に当たって受ける保証金等のうち、当該賃貸借契約等の終了前における一定の事由（中途解約等）の発生により返還しないこととなるものは、権利の設定の対価であり資産の譲渡等の対価に該当する（消基通5-4-3）。

設例のような場合には、店舗の賃貸借に係る権利の設定の対価として課税売上げに該当する。

なお、資産の譲渡等の時期は、返還しないこととなった日の属する課税期間となる（消基通9-1-23）。

- 事業収入のみを課税売上げとしており、不動産収入（業務的規模）を課税売上げにしていない。

→ 業務的規模の不動産貸付けについても、事業として対価を得て行う資産の譲渡等として課税の対象となる。

例えば、マンション一室の貸付けであっても、反復、継続、独立して行われている場合には、「事業として」に該当する（消基通5-1-1）。

- 事業用車両を売却（下取り）しているが、課税売上げにしていない。
 - 資産の譲渡等には、その性質上事業に付隨して対価を得て行われる資産の譲渡等が含まれる（消法2①八、4①、消令2③、消基通5-1-7(3)）。
なお、この場合における資産の譲渡等の対価の額は、売却価額となる。

三 課税仕入れ

- 事業と家事に共用する減価償却資産を取得しているが、その取得価額の全額を課税仕入れに係る支払対価の額としている。
 - 家事共用資産を取得した場合、その家事使用に係る部分は、課税仕入れに該当しない。
この場合、当該資産の取得に係る課税仕入れに係る支払対価の額は、その資産の使用率又は使用面積割合等の合理的な基準により計算する（消基通11-1-4）。
 - また、家事共用資産を譲渡した場合にも、同様に取り扱うこととなる（消基通10-1-19）。
- 従業員の通勤手当について、遠距離通勤により所得税法上の非課税限度額を超えるためにその一部が給与に該当する場合に、この部分を課税仕入れに係る支払対価としている。
 - 通勤手当は、「その通勤に通常必要であると認められる部分の金額」である限り、上記のように給与に該当する場合であっても、課税仕入れに係る支払対価に該当する（消基通11-2-2）。

四 控除対象仕入税額の調整

- 直前の課税期間まで免税事業者であったが、期末棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
 - 免税事業者が課税事業者となる場合、課税事業者となる課税期間の直前の課税期間における期末棚卸資産（免税事業者であった課税期間中に課税仕入れ等を行ったものに限る。）に係る消費税額については、当該課税期間の課税仕入れ等の税額に加算する（消法36①）。
- 課税事業者が翌課税期間に免税事業者となる場合において、期末棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。
 - 課税事業者が免税事業者となる場合、免税事業者となる課税期間の直前の課税期間における期末棚卸資産（当該直前の課税期間中に課税仕入れ等を行ったものに限る。）に係る消費税額については、当該課税期間の課税仕入れ等の税額から控除する（消法36⑤）。

ただし、簡易課税制度の適用者については、この調整が不要となる（消基通12-6-4）。

- 100万円以上の固定資産を取得した後の課税期間において課税売上割合が著しく変動しているにもかかわらず、仕入控除税額の調整計算を行っていない。

→ 調整対象固定資産（100万円以上の固定資産）を取得し、第3年度の課税期間（調整対象固定資産を取得した課税期間の開始の日から3年を経過する日の属する課税期間）において調整対象固定資産を有している場合で、課税売上割合が著しく変動した場合や使用形態を変更した場合には、一定の方法により仕入控除税額の調整を行う必要がある（消法33～35）。

ただし、第3年度の課税期間が免税事業者である場合や簡易課税制度の適用を受けている場合には、仕入控除税額の調整を行う必要はない（消法33①）。

五 簡易課税制度

- 簡易課税制度を適用している者が、簡易課税制度の適用開始1年目に「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出し、翌年から本則課税を適用している。

→ 適用課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ「簡易課税制度選択不適用届出書」は提出することができない（消法37③）。

- 小売業を営む事業者が、事業用の車両を売却したことによる課税売上げの事業区分を第二種事業としている。

→ 事業用固定資産の売却に係る課税売上げは、第四種事業に該当する（消基通13-2-9）。

- 建設業を営む事業者が、作業過程で発生した加工くずを売却したことによる課税売上げの事業区分を第四種事業としている。

→ 第三種事業に該当する建設業、製造業等に係る事業に伴い生じた加工くず、副産物等の譲渡を行う事業は、第三種事業に該当する。

なお、第一種事業又は第二種事業から生じた段ボール等の不要物品等（当該事業者が事業の用に供していた固定資産等を除く。）の譲渡を行う事業は、第四種事業に該当するのであるが、当該事業者が当該不要物品等の生じた事業区分に属するものとして処理しているときには、これを認める（消基通13-2-8）。

- 歯科技工業（士）が、自己の営む事業が仕入れた材料に加工を加え製品を作り販売するものであることから、事業区分を製造業の第三種事業としている。

→ 歯科技工業は、日本標準産業分類において、大分類「P医療、福祉」、中分類「83医療業」、小分類「836 医療に附帯するサービス業」、細分類「8361 歯科技工所」

に分類されることから、第五種事業に該当する。

なお、歯科技工業(土)が加工くず(金属)を売却したことによる課税売上げは、第四種事業に該当する。

- 酒類小売業及び卸売業を営む事業者が、75%ルールの判定をする際に、ビール券の売上げを計算に含めている。

→ 75%ルールの判定をする場合、非課税売上げ及び免税売上げについては、計算から除くこととされている(消令57③)。

なお、75%ルールの判定をする場合には、四捨五入等の端数処理を行わないことに留意する。

- ④ ○ 精肉(鮮魚)の小売業を営む事業者が、焼鳥、ローストチキン(かつおのたたき、焼魚)等の加工をして販売しているが、すべて第二種事業としている。

→ 商品に「焼く、煮る、揚げる」等の加熱を伴う加工をした場合には、第三種事業に該当する。

(注) 「切る、刻む、つぶす、挽く、たれに漬け込む、混ぜ合わせる、こねる、乾かす」等の軽微な加工の場合には、第二種事業又は第一種事業に該当する。

- 飲食店を営む事業者が、料理代金とは別に徴するサービス料、奉仕料、部屋代、テーブルチャージ等の課税売上げの事業区分を第五種事業としている。

→ サービス料、奉仕料、部屋代、テーブルチャージ等は、料理代金とは別建てで請求されるとしても、飲食物の提供に係る対価の一部を構成するものと認められることから、第四種事業に該当する。

- 飲食店を営む事業者が、土産品の販売に係る課税売上げの事業区分を第四種事業としている。

→ 飲食店が土産用等として製造した商品を販売した場合には第三種事業、購入した商品を土産用等として販売した場合には第二種事業又は第一種事業にそれぞれ該当する(消基通13-2-8の2(注)1)。

- 委託販売業を第五種事業としている。

→ 委託販売業は、日本標準産業分類の大分類において「I 卸売業、小売業」に分類されているが、「他の者から購入した商品」を販売する事業ではないことから、第一種事業及び第二種事業には該当しない。

また、第三種事業である製造業及び第五種事業であるサービス業の範囲は、おむね日本標準産業分類の大分類に掲げる分類を基礎として判定することとされている。

したがって、委託販売業は、第一種事業から第三種事業及び第五種事業以外の事業として、第四種事業に該当する。

なお、委託販売業は、原則として、委託販売手数料が役務の提供の対価となることに留意する。

- 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している者が、基準期間における課税売上高が5,000万円超であるにもかかわらず、簡易課税制度を適用していた。
→ 事業者が「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合であっても、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間についてのみ、簡易課税制度を適用することができる。